

# IFRS 初めの始め

城西支部国際部

中川卓也

皆さんはIFRSという言葉はご存じでしょうか？そうです、最近世界各国で採用されつつある国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards）のことです。書店に行けばその関係の説明本が沢山平積みになっており、たじろいでしまうと思います。今回は「IFRS 初めの始め」と題しほんの触りだけお話しして今後勉強される際の一助にして頂ければと思います。

IFRS は、ロンドンを拠点とする民間団体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board、IASB）が設定する会計基準のことで、現在中国・韓国を含むアジア各国も自国の従来の会計原則に徐々にIFRSの考え方を導入していますので、アジア各国に進出を考えている企業も必須の検討事項です。

## 1. IFRS の主な特徴

### (1) 原則主義

解釈指針の他には、詳細な規定や数値基準がほとんど示されていない会計主義で、その分自由度が高くなる。このため、解釈の根拠を外部に明確に示す必要性があり、大量の注記が必要

⇒日本は細則主義で、会計基準や解釈主義、実務指針等細則で規定

### (2) 貸借対照表重視

IFRS は、財務報告の最大の利用者は「投資家や債権者」として、彼らが最も知りたい情報として、企業価値評価の基礎情報を貸借対照表で表すことを意図している。その結果、ある時点における企業の資産・負債を最も適切な方法で金額表示（公正価値）することが求められる

### (3) グローバル基準

各国の独自性（税務上の問題など）を加味せず、議論や定義は英語で言語差異を防ぐ工夫をしている

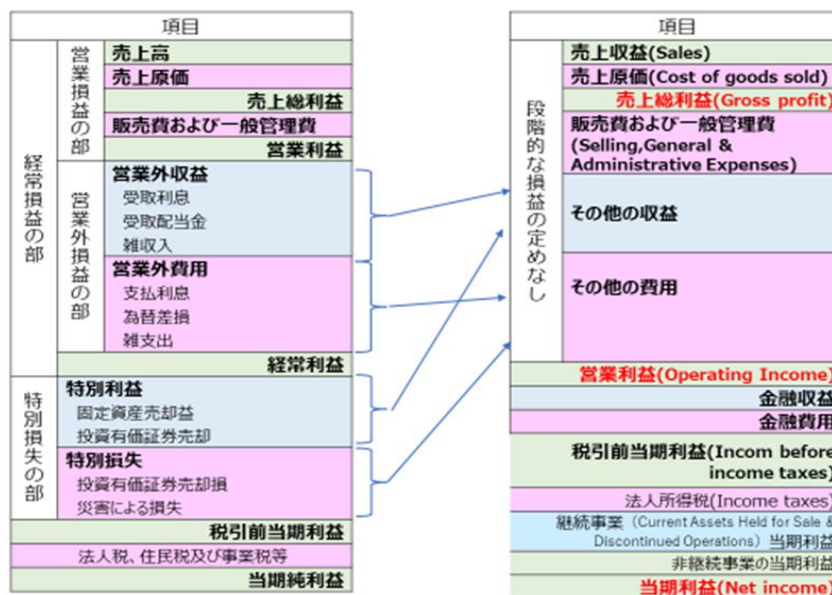
以上のような特徴を有しており、日本の社会環境をベースに作られ、法律で規定され、取得原価主義を基本とした日本の会計基準を学んできた者にとってはなかなか理解し辛い内容となっています。

## 2. 日本基準との実務上での主な違いは以下のとおりです。

- 1) 「経常的損益」と「臨時的損益」の区分がない。このため日本の会計原則に定められ

た5つの利益をはじめ、「経常利益（損失）」の概念はなく、また「特別損益」の表示もない（下図参照）。更にここには記載していないが、未実現の損益を表示する包括利益なる概念も導入されている。

## IFRSの損益計算書



2

- 2) 日本基準では売上は「出荷基準」だが、IFRS では「検収基準」で売り手が契約義務を果たし検収証明が出て法的請求権が確定した時点で売掛金計上。契約義務を完全に果たしていない時点では法的請求権を有していないので契約資産勘定（売掛金になる前の売上債権の一種と解釈される）を使用。

工事契約などによく発生する

- 3) 「非上場株式」の計上額は、日本基準では「取得原価」だが IFRS では「時価評価」。親密取引先が自社（非上場）の株を持ってきている場合、親密取引先が IFRS 基準を採用している場合、保有してくれている自社の株を時価評価する必要があり、評価のための資料（将来の収益計画など～市場価値を測れないため収益還元法などで評価するため）を要求される場合もある
- 4) 「固定資産原価」には解体・除去などの原状回復に要する見積りコストを加算する点に留意。  
解体・除去などの原状回復に要する見積りコストの入手に手間がかかる
- 5) 固定資産の耐用年数は、日本基準では「法定耐用年数」を採用するが、IFRS は企業が「固定資産を使用する予定の期間」となる  
使用予定期間や生産基準採用の根拠を注書に記載することになり、注書の量は膨大に

なる

6) リース会計基準の変更

新リース会計基準（IFRS16号）では、①リースの定義の変更、②リース期間の考え方、というリースについての根本的な考え方に大きな変化が起こった。

これまで日本で行われてきたオペレーティングリースとファイナンスリースの区分がなくなり、ものを使用する権利は原則オンバランスに計上することになった。少額短期の場合の例外処理は条件を変えて継続（1 契約 300 万米ドル⇒1 資産 5, 000 米ドル以下に）。事業所として借り入れている不動産リースなどがすべてオンバランス化されることにもなるため大きな影響がでることが予想され要注意である。

海外に拠点を有している、或いは海外進出を考えている企業は、進出先の国家（地域）の会計制度を研究されることが必要となってきます。国によっては大企業版 IFRS と異なる中小企業版 IFRS を設けている場合があるので、現地の JETRO や会計事務所によく確認されることをお勧めします。

以上